

平成 24 年第 4 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 24 年 5 月 14 日第 4 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番		18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の出席議員（ 18 名 ）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
8 番	飯 尾 明 芳	9 番	佐々木 正 明
10 番	小 川 正 文	11 番	竹 内 睦 夫
12 番	村 上 次 郎	13 番	市 川 雄 次
14 番	菊 地 衛	15 番	池 田 甚 一
16 番	加 藤 照 美	17 番	
18 番	佐 藤 元	19 番	齋 藤 修 市
20 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 1名 ）

7 番 宮 崎 信 一

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 金子 勇一郎 班長兼副主幹 佐藤 正之
副 主 幹 佐々木 孝人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	須田正彦
教育長	渡辺徹	総務部長	森鉄也
市民福祉部長	細矢宗良	産業建設部長	佐藤正
教育次長	武藤一男	ガス水道局長	佐藤俊文
消防長	柳橋稔	会計管理者	須藤金悦
総務部総務課長	齋藤隆	企画情報課長	齋藤均
財政課長	佐藤正春	防災課長	須田一治
農林水産課長	伊東秀一	管理課長	竹内規悦
建設課長	佐藤信夫	社会教育課長	齋藤栄八
スポーツ振興課長	浅利均	仁賀保公民館長	高橋元
仁賀保勤労青少年ホーム館長	篠原光義	消防本部消防次長	伊東善輝
消防本部通信指令課長	須藤忠男		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成24年5月14日（月曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 専決処分の報告について（専決第5号）
- 第4 議案第55号 にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結について
- 第5 議案第56号 平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について
- 第6 常任委員会委員の選任
- 第7 議会運営委員会委員の選任
- 第8 議会広報編集委員会委員の選任
- 第9 議長の常任委員会委員辞退の件
- 第10 議席の変更
- 第11 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

●議長（佐藤文昭君） 宮崎信一議員より欠席届が出ておりますので、これを許可しています。

ただいまの出席議員は 18 人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

ただいまから平成 24 年第 4 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定によって、1 番伊東温子議員、2 番鈴木敏男議員を指名します。

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。議会運営委員長長の報告を求めます。佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18 番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。それでは、去る 5 月 7 日に開会しました議会運営委員会の報告をいたします。

今定例会の提案されています議案は、お手元に配付済みの議案一覧表のとおりであります。専決処分の報告が 1 件、議案が消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結 1 件、一般会計補正予算についてが 1 件の計 3 件であります。

よって、本日の臨時会は、今日 5 月 14 日一日限りといたします。

以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は議会運営委員長長の報告のとおり、本日 1 日間に決定しました。

次に、議案を上程する前にお諮りします。本日上程される議案については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、本会議において決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定します。

日程第 3、報告第 2 号専決処分の報告について（専決第 5 号）の報告 1 件、日程第 4、議案第 55 号にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結について及び日程第 5、議案第 56 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）についての議案 2 件を一括議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの報告及び提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。臨時会に御参集をいただきましてありがとうございます。

それでは、臨時会に提出しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第2号専決処分の報告についてでございます。

平成24年4月19日、農林水産課職員が飛字タカモリ地内で清掃作業箇所の確認のため車で巡回中、一般社団法人このうら市民風力発電の立ち入り防止用チェーンに車両前方から衝突し、支柱に損害が生じたもので、平成24年4月25日付で損害賠償額の決定について専決処分を行い、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

議案第55号にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、にかほ市消防救急デジタル無線施設の新設整備工事を実施するもので、契約の方法は指名競争入札により、宮城県仙台市の株式会社富士通ゼネラル東北情報ネットワーク営業部と3億9,736万2,000円で契約を締結しようとするものでございます。

次に、議案第56号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億1,434万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億7,843万7,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、先月3日夜から4日にかけての強風被害による農業・漁業等の復旧費及びスポーツ振興くじ助成金により実施する、象潟グラウンド天然芝化工事にかかわるものであります。

歳入においては、県支出金に農林水産業費県補助金として3,317万2,000円、諸収入にスポーツ振興くじ助成金として3,378万5,000円を計上しております。

歳出においては、農林水産業費にパイプハウスなどの農業生産施設復旧支援や廃ビニール処分に対する補助金として3,354万9,000円、漁網などの漁業生産施設復旧支援事業費補助金として3,532万円を計上しております。

教育費では、象潟グラウンド天然芝化事業の設計委託料及び工事費、合わせて4,249万8,000円を計上しております。

なお、歳入歳出予算の調整については、財政調整基金から4,673万9,000円を繰り入れして行うものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき可決決定くださるようお願いをいたします。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから担当部長から主な項目についての補足説明を行います。

初めに、報告第2号について産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 4月25日に示談が成立しました8万7,150円の賠償金の市の過失割合は100%でありました。

事故の原因は、西日の影響でチェーンが見えなかったようで、運転手が安全確認を怠ったことによるものでした。

今後はこのような事故が発生しないように、毎日行っております朝礼時には、公用車の安全確認

の点検、注意喚起を徹底してまいります。

また、事故により公用車の前の部分、バンパーやフェンダー等が破損し、修理代として13万4,400円がかかりました。

なお、損害賠償金と公用車の修理代につきましては、保険会社から全額補てんされます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第55号について消防長。

●消防長（柳橋稔君） おはようございます。議案第55号にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結について補足説明いたします。

消防救急デジタル無線施設新設工事は、電気通信工事業で消防救急無線を製造しております指名申請業者8社を指名いたしまして、5月2日施行の指名競争入札の結果、株式会社富士通ゼネラルが3億9,736万2,000円で落札したものでございます。

工期につきましては、議決のあった日から平成24年11月30日までとするものでございます。

●議長（佐藤文昭君） 次に、議案第56号について総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、総務部関係の補足説明をいたします。

補正予算書の6ページ、歳入でございますが、ただいま市長から提案理由にもありましたとおり、財政調整基金からの繰入金で調整をしております。4,673万9,000円を繰り入れしております、補正後の財政調整基金の残高でございますが、16億3,758万5,000円となります。

次に、20款5項6目雑入の建物災害共済金19万6,000円でございますが、仁賀保高原にありますバンガローサイロのシャッター2枚が強風で破損しました。修繕費の半額分が建物災害共済金として、財団法人全国自治協会から支払われるものでございます。総務部関係は以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 6ページを御覧ください。歳入です。

上段の15款2項4目1節農業費補助金1,551万2,000円の増額は、農業生産施設復旧支援事業補助金として事業費の3分の1を県で補助するものであります。補助対象は、育苗ハウスや園芸ハウスなど、全壊と半壊合わせまして90棟分を見込んでおります。

その下の3節水産業費補助金1,766万円の増額は、漁業生産施設復旧支援事業補助金として、こちらも事業費の3分の1を県で助成するものであります。補助対象は、刺し網や小型定置網、タコ箱などの漁具となります。

その下の雑入、20款5項6目雑入のちょうど真ん中辺になりますけれども、全国公営住宅火災共済機構住宅災害見舞金45万円の増額は、市営住宅建石、松ヶ丘、高森、さくらの屋根が被害に遭いまして、その見舞金が支給されるものです。

見舞金の算定方法は、被害概算額60万円から90万円までが45万円となっております。

次、7ページをお願いします。歳出になります。

上段、6款1項3目農業振興費19節負担金補助及び交付金3,354万9,000円の増額は、農業生産施設復旧支援事業補助金として3,346万8,000円を、廃ビニール処理費補助金として8万1,000円を交付するものであります。

配付しております資料によって若干説明いたします。

最初に、上のほうになりますけれども、農業生産施設復旧支援事業費補助金 3,346 万 8,000 円の
内訳でありますけれども、一つは資料の上段の全体被害額に記載されていますように、10 万円以上
の被害があったパイプハウスは全部で 90 棟であります。中段の合計欄に全体被害額と撤去、組み立
て費を含めた標準事業費 —— これは被害額でありますけれども —— こちらが 4,689 万 5,045 円
となり、事業費の 3 分の 1 を県が、同じく 3 分の 1 を市で助成するもので、合わせまして 3 分の 2、
3,102 万 4,000 円を補助するものであります。二つ目は、資料 2 ページをお開きください。これが
市独自の補助金でありまして、10 万円未満の小規模な被害があったパイプハウスは全部で 198 棟あ
りました。事業費は記載のとおり 733 万 2,876 円となりまして、その 3 分の 1、244 万 4,000 円を市
で助成するものであります。したがって、この二つを合わせますと 3,346 万 8,000 円になるも
のであります。

その下の廃ビニール処理費についても事業費が 24 万 276 円、この 3 分の 1、8 万 1,000 円を市独
自で補助するものであります。

なお、廃ビニールの処理費につきましては、J A 秋田しんせいでも事業費の 3 分の 1 を助成する
こととなっております。

予算書に戻ります。5 目畜産業費 11 節需用費の修繕料 39 万 3,000 円の増額は、先ほど総務部長
から歳入でも説明ありましたように、仁賀保高原にあるバンカーサイロです。バンカローじゃなく
てバンカーサイロの修繕料でございます。写真のほうにもバンガローってなっていますけども、「ロ」
いりませんので、バンカーサイロの修繕料であります。

中段、6 款 3 項 2 目水産振興費 19 節負担金補助及び交付金 3,532 万円の増額は、漁業生産施設復
旧支援事業補助金として交付するもので、こちらも配付しております 4 ページ目を御覧ください。
被害数は記載にありますように 37 漁船が所有する刺し網や小型定置網など 80 ヶ統です。内訳は、
刺し網の大破・流出が 53、小型定置網の大破・流出大破が 12、タコ箱の流出が 15 となっております、
標準事業費 —— つまり災害費でありますけども —— 5,300 万円となっております。こちらも事
業費の 3 分の 1 を県が、同じく 3 分の 1 を市で助成するもので、合わせまして 3 分の 2、3,532 万円
を助成、補助するものであります。

予算書に戻ります。その下の 8 款 5 項 1 目住宅管理費 11 節修繕料 168 万 2,000 円の増額は、市営
住宅の修繕するものであります。修繕の内容は、建石、松ヶ丘、高森住宅の屋根がわらの応急処置
や建石・さくらの隔壁板と排水通気管等の交換、それに建石住宅の軒先部分のビスどめとなってお
ります。

次に、8 ページを御覧ください。11 款 2 項 2 目漁港災害復旧費 13 節委託料 90 万円の増額は、暴
風・高潮により小砂川海岸の離岸堤、延長 80 メートルが沈下したことから、国の災害査定を受ける
ための調査設計料です。災害復旧工事につきましては、7 月ごろに国の災害査定があり、そのとき
に工事費等が確定しますので、その後補正で対応したいと考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 次に、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） じゃあ教育委員会のほうを説明いたします。

歳入 6 ページ、お願いします。一番下のほうになりますけれども、20 款 5 項 6 目雑入のスポーツ振興くじ助成金 3,378 万 5,000 円ですけれども、4 月 23 日の臨時議会で既に市長が報告しておりますが、象潟グラウンドの天然芝化工事について独立行政法人日本スポーツ振興センターの平成 24 年度スポーツ振興くじ助成金が 4 月 13 日に交付内定を受け、工事費及び委託料の 80%を計上しております。

次に、歳出 7 ページお願いします。下のほうです。10 款 5 項 3 目 13 節委託料 163 万 4,000 円は、象潟グラウンドの天然芝化工事に伴う設計委託料です。

15 節工事請負費 4,086 万 4,000 円ですけれども、これは長年にわたって地域住民の方々から要望がありました象潟グラウンドの飛散問題を主眼に置いておりますが、それと同時に市民やスポーツ団体、また、授業やクラブ活動でも使用する象潟中学校などが快適に運動できる環境整備を図るため、天然芝生化するものです。

整備内容ですが、グラウンドの面積約 1 万 7,000 平方メートルのうち、天然芝生化の面積は約 1 万 3,400 平方メートルのトラック部分を除いて芝生を植えるものです。下地づくりのため、除草した上で芝生が定着、生育するために必要な土壌改良剤や扶育生成、それから芝生工、養生工、灌水設備などを計画しております。

なお、工事費の中に除草工約 25 万円程度含まれておりますが、補助対象外となっておりますので、それを除いた額の 80%が助成金となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑には自己の思いや意見を入れないようにしてください。なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第 2 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで報告第 2 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 55 号にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結についての質疑を行います。

通告がありましたので順次発言を許します。初めに、5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 議案第 55 号にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結についてお伺いします。

平成 23 年度予算では基本設計業務委託料として 360 万円、そして本年度予算で設計業務委託料として 760 万円、整備工事には共通波分として 1 億 4,740 万円計上されております。合わせますと 1 億 5,860 万円になります。

説明された平成 24 年度予算編成主要事業の概要にも 1 億 5,500 万円上げられています。事業実施計画書の活動波分として事業期間の平成 24 年度総事業費 1 億 5,500 万円。そこで、事業内容として実施設計及び本体工事として同額の 1 億 5,500 万円となっています。その後、私も調査をしてみました。次の点について伺いたいのですが、一つ目は基本設計業務について指名業者名と入札金額について一覧表で説明をお願いします。これ資料が出されております。公表されている平成 23 年度建

設工事発注状況では、設計業務委託料については、これは250万円以下のためかありませんが、状況として公表されていません。ずっとこれまでの経過を見ますと、補正第8号で整備設計管理委託料として521万2,000円、整備工事費として2億8,572万3,000円というふうにしてなっています。そして第8号補正で繰越明許として2億9,093万5,000円というふうにしてなっています。これを合計しますと、消防災では2億3,640万円になっています。

二つ目は、平成24年第1回建設工事の発注見通しでは、デジタル無線施設新設工事はありますが、設計業務委託についてはありません。設計業務委託契約と新設施設工事委託について指名業者名と入札金額について、それぞれ一覧表でということでしたところありましたが、この一覧表に基づいて説明をお願いします。

三つ目は、施設新設工事費3億9,736万2,000円というふうにして契約内容になっていますが、当初予算や予算編成の概要説明、これは——分かりました。ですからこの三つ目については質問を省きたいと思います。以上について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（柳橋稔君） それでは、ただいま竹内議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の1番目から3番目までの内容について、皆様方に配付しております資料、消防救急デジタル無線整備事業の内容の中で御説明いたします。

今、竹内議員のほうから3番目についてはということでしたけれども、一連のことですので、これも含めまして説明申し上げます。

ナンバー1からナンバー7まで順を追って説明してまいります。

ナンバー1でありますけれども、これは基本計画委託料でございます。これは平成22年度予算におきまして59万9,500円で契約をしております。契約した業者に関しましては、株式会社東鳳電通設計事務所となっております。この株式会社東鳳電通設計事務所につきましては、にかほ市の防災行政無線の設計管理等の委託業者でもございます。にかほ市管内の電波伝搬データを初めといたします各種データを保有しております、同社が設計をいたしましたものでございます。にかほ市防災行政無線の施設を共用することから随意契約としたものでございます。

それから、ナンバー2でございます。基本設計委託料、これについては平成23年度予算におきまして基本設計を策定をいたしまして、システムの構成ですとか、あるいは共通波、活動波の詳細な電波伝搬調査等を行っております。これにつきましても、設計業者につきましても基本計画同様に、株式会社東鳳電通設計事務所随意契約によりまして委託しております。

次に、ナンバー3と4でございます。これにつきましては、共通波整備工事費並びに共通波設計管理委託料でございます。このナンバー3、4につきましては、平成23年度国の補正予算第3号に消防救急無線デジタル化整備事業に対する補助事業がございました。それで、それを活用することとしたものでございます。ただし、この工事に関しましては、繰越明許として単年度事業とするようにということになってございますので、平成24年度内に事業の施行をしなければいけないということになってございます。このことにつきましては、今年の第2回定例会の平成23年度一般会計補正予算（第8号）によりまして御説明いたしております。

次のナンバー5、6、7でございます。これにつきましては、活動波部分についての平成24年度予算で行うこととなっております。また、今後の共通波・活動波の設計管理委託につきましては、これまでと同様、引き続き株式会社東鳳電通設計事務所に随意契約によりまして設計管理していただきたいと考えております。

それから、この今回のデジタル無線の整備事業に関する指名業者並びに落札に関します資料がございます。こちらのほうを見てください。こちらのほうですけれども、一応、指名業者を8社指名しております。その中で2社が入札をいたしまして、6社が辞退しております。そして、株式会社富士通ゼネラル東北情報ネットワーク営業部が3億7,844万円で落札すると。これは消費税が入っていない税抜きのものでございます。そのようになっております。

●議長（佐藤文昭君） 5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 国の予算の関係もあって、かなり複雑になっているというふうにして思いますが、あれですか、それぞれの、確かに、例えば特命随意契約とかというふうにしてなって、年度当初とか、あるいは第三四半期、第二四半期という形での工事請負の公表というものには入っていないわけですけれども、一つ一つこの——今回の場合は設計委託を別にして工事については活動波についても共通波についても一緒のこの選定経緯、入札結果、契約内容というふうにしてなっていますが、当初は別々の、活動波は活動波、共通波は共通波、そういう入札をすると、そういう内容になっていたのですか。

それからもう一つ、あわせて設計委託についても一つ一つ、別々の請負契約をすると、そういうふうにして当初は考えられておったものですか。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（柳橋稔君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当初のこの整備に関しましては、共通波・活動波、一緒の状態で開催する予定でございました。しかしながら、平成23年のその国の補助事業がございました。その補助事業の内容というのが共通波部分についてのみのその補助事業ということで、活動波が入ってございませんでした。そこで急ぎよその共通波部分につきましてのその補助事業を受けるということにいたしましたわけでございます。そして、その今年度に繰越明許という形で入札を行うことになったのですけれども、共通波のみ、あるいは活動波のみの部分的な入札ではなくて、一括入札のほうがその価格を下げるのが可能であろうということで、県・国のほうに一括入札でできるものかということでお問い合わせしたところ、可能であるということでしたので、別々にしないで一括入札いたしましたものでございます。

●議長（佐藤文昭君） よろしいですか。

●議長（佐藤文昭君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 前にも何回か説明は受けているわけですが、平たく説明してもらいたい部分があります。例えば、今話が出ている共通波・活動波という性格や、そのメリット・デメリットなど含めて、全体のこの構想についてもいま一度説明を願いたいということが一つです。

それから、工事の内訳、金額、これは説明ありましたので分かりました。

それから、入札関係も分かりました。

それから、工事実績も一覧表で出ていますので分かります。

工事完成後の保証、これについてどうなのかと、この点、二つについてです。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、消防長。

●消防長（柳橋稔君） 初めに、消防救急無線デジタル化のその意義と、それからメリット・デメリットについてでございますけれども、これに関しましては全国の消防で近年のその救急活動の増大、あるいは大規模災害、それから特殊災害等へ備えるために消防救急業務に割り当てられた電波数が不足している現状ということでございます。現在のアナログ無線では大規模データの転送や秘匿性がないことから、新たな電波の割り当てが困難なこと、そうしたことから平成20年5月に電波法が改正されまして、現在利用している150メガヘルツ帯のアナログ方式から260メガヘルツ帯のデジタル方式に移行することが決定したものでございます。

デジタル化整備による性能的なメリットですけれども、総務省の発表データによりますと、データ転送により確実かつ効率的な消防活動の支援が可能になると。また、無線チャンネルの増加、それから通信内容の秘匿性向上により、個人情報等の保護が図られることとなっております。

また、デメリットに関してですけれども、情報が全くございませんので、現在のところ分かっておりません。

また、今後整備を終わった後、性能的なデメリットに関して発生する可能性もあるかと思っておりますけれども、そうした場合には不都合が生じないように業者さんとその何らかの手だてを考えなくてはならないのではないかなというふうに考えてございます。

それから、工事完成後の保証につきましては、工事完成して引き渡し後、2カ年の保証となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 大体分かりました。先ほど竹内議員への説明について、ちょっと改めて聞きたいところが出てきたので、その点についてお願いします。

一つは、入札業者が8業者あって指名願も提出して受け付けております。ところが、2社だけ入札に参加し、他の業者は辞退をしているというふうに、この一覧表にあります。この辞退の時点、どういう時点で辞退したのか、入札直前なのか、あるいはあらかじめ入札日よりも相当前に辞退しているのか、その点が一つと、もう一つは、整備事業の説明の中で株式会社東鳳電通設計事務所がいろいろそのデータを取得しているということと設計委託を担当するということなんですが、そうすると、そのデータ等を工事する側に売るといふ形になるのか、その工事と設計をする側とのそのやり取りの関係がどうなっているか、もし分かりましたらお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 消防長。

●消防長（柳橋稔君） ただいまの御質問についてお答えをいたします。

2社のその入札ということで、他の6社は辞退したと。辞退はそのいつごろなのかということについてですけれども、いつ辞退したのかについては、ちょっと私分かっておりません。ただ、辞退をしていると。

それで、一応その辞退理由に関しましては、その入札辞退届の中に入っております。したが

いまして、ただ6社の辞退ということでしたので、数社の会社にその辞退理由についてちょっとお聞きいたしましたところ、一部企業の——全国的にこの事業というのは今展開されております。それで、何か対応人員の確保がなかなか難しいということ、それから工期、そういったものの総合的に見てその判断をした結果であるというふうなその内容でございました。

それからもう一点でございますけれども、工事業者側と、それからその設計業者側のそのデータのやり取りに関しては、私分かってございません。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第55号に対する質疑を終わります。

次に、議案第56号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。通告がありましたので順次発言を許します。初めに、5番竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 議案第56号平成24年度にかほ市一般会計補正予算（第2号）について質問をいたします。

4月3日と4日の暴風による被害の復旧予算としては、さきに行われました補正第1号で市有施設について措置されました。今回補正では、農業と漁業被害についての復旧支援策が計上されております。これらの暴風被害復旧支援のための補正予算を組むに当たって、このほかの被害についての支援策等の検討協議はされたのかどうか伺います。

例えば、一般市民の住宅被害については、4月15日の広報には4月9日現在の被害状況が掲載されておりました。また、4月23日の臨時会では、4月19日現在の被害件数322件、被害総額2,964万円と報告されました。今回も住宅被害関係内訳が出されております。しかしながら、支援策については提示されておられません。復旧支援についての考え方と、にかほ市内全体の被害状況の把握をどのように行ってきたのか、経過について伺います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、お答えいたします。

このたびの災害で被災された住宅等に対する復旧支援につきましては、既存の制度で住宅リフォーム支援事業補助金制度がございます。この制度を災害復旧にも活用できるように県とともに制度を拡充しておりますので、被害を受けられた方から相談があった際には、大工さんなどに相談の上、この補助制度を利用されるようお願いしてきているところでございます。

また、にかほ市災害罹災者見舞金給付要綱によりまして、床上浸水3世帯、これは見舞金が3万円になりますが、床下浸水6世帯、同じく1万円の計9世帯に5月9日に見舞金を支給しております。また、秋田県からは床上浸水3世帯に災害罹災者に対する見舞金として20万円が5月11日に支給されております。

また、個人が建物の保険に加入している場合、罹災証明が必要なため申請があった方々に対しましては、これまで34件ほどございましたが、罹災証明書を発行したところでございます。

個人住宅関係の被害に対する復旧支援につきましては、以上のとおり対応しているところでございます。

次に、被害状況の把握についてでございますが、4月3日から4日朝にかけて消防、警察、市役所警戒部等の情報、それから一般市民からの電話等による情報提供をもとに、まずリストを作成し

ております。また、翌4月4日午前6時には、各庁舎ごとに職員を動員しまして各庁舎ごとに3地域を割り当てまして、50名体制になりましたが、おそいところでは朝6時から夕方3時まででしたが、市内の被害調査に当たっております。これらの情報をもとに作成しております。

また、農業関連施設の被害につきましては、各地域の支部長からの地区の被害状況を調査していただき、取りまとめております。

また、漁業関係の被害につきましては、要望書も出されておりますが、詳細の個別聞き取り、あるいは漁協と連携して被害状況を取りまとめたところでございます。

そのほか各自治会からの報告、個人からの報告をもとに状況把握を行ってきております。

なお、住宅リフォーム支援事業の拡充内容、それから利用状況につきましては、産業建設部長がお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 住宅リフォーム支援事業制度の拡充について説明いたします。

これまで過去2年間、つまり平成22年度と平成23年度に県・市、合わせて最大で30万円の補助金を受けられた方につきましては、新たにリフォームをしても補助対象はなりません。今回の場合に限り、暴風被害に遭った場合は、県と協調して罹災証明書を提出すれば、再び同じもののリフォームにつきましても最大で30万円の助成金を受けることができるようになったものであります。

ちなみに5月10日現在で限度額を超えた方からの申請はありませんが、今回の暴風被害と思われる申請が全部で13件ほどありました。事業費で言いますと1,470万円です。ただ、屋根がわらの修繕だけでは少額で該当にならないということから、この機会に室内、あるいはその外壁等をリフォームして工事費が50万円以上になるように申請しているケースがほとんどでありました。参考として、住宅リフォーム、平成24年度現在、5月10日現在で85件、1億5,200万円の利用状況となっております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） いや、私が聞きたかったのは、市として積極的にそういう住宅被害等についての把握を、例えばきちんとした用紙を出して各自治会の会長が回るとか、そういうものを行ったのかどうかですね。例えば、今話を聞きますと、県のリフォーム支援事業というのは私もホームページで見えていますけれども、市として具体的に住宅リフォーム事業に該当しますよと、したがって積極的にというかしてくださいと広報にも出ていませんし各自治会に文書で下ろしているという状態もないようなんですよ。したがって、県とタイアップしてこういうものありますよということはいいんですけれども、具体的にやはりきちんと下ろしてきて——今日のあれ見ても325件、2,996万3,000円でしょう。もっとあると思うんですよ。少なくともですね、修理したけども3万円、5万円かかりました。リフォーム事業に該当しませんというものはあるんです。だから、そこら辺について漁業と農業と比較をしますと、一般住宅についての——何ていうか被害を遭ったものを把握する、そして具体的に支援策をきちんと出していく、そういうことについて協議・検討はされていなかったんですか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） この4月3日から4日にかけての住宅被害でございますが、この被害額、あるいは件数、特に被害額でございますが、それぞれ個別に聞き取りして掲げた被害額ではございません。こちらのほうで、どういう、どの程度の被害があったかということで、例えば壁とかかわらとか何平米ぐらいとか、そういう聞き取りをしまして分かる範囲で被害額というような――概算になりますが、それをまとめた数字でございます。被害額につきましてはそういう算定方法で、これは由利本荘市さんあたりでも、おおよそそのような形で被害額を取りまとめているというように、そういうことで資料にして発表しているところでございます。

それから、リフォームの関係につきましては、確かに御指摘のとおり周知が足りなかったと反省しているところでございますが、今5月15日の広報に大変おそくなりましたが周知することということで掲載することにしております。この被害が出た段階で協議・検討もなされなかったのかということでございますが、特にこれらの、特に個人住宅につきましては、それぞれ建物共済とかそういう加入している方々もございまして、特にリフォーム以外には協議・検討はしなかったというのが実態でございます。先ほど申しましたように、そのほか見舞金というような形で、ある程度でもって対応しているという状況でございます。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 竹内賢議員。

●5番（竹内賢君） 例えば4月3日から4日にかけての被害、うんとありました。実際に4日の現在ですね、大工さんが屋根に上がって補修をしているそういう状態も見受けられたわけですよ。したがって、例えばじゃあ工事が既に終わっている段階の人に、こういう支援事業、リフォームの支援事業というものについて該当するような広報というのは、これからも考えられますか、ひとつ。

それから、かわらの関係とか、あるいは大工さん、かわら屋さんとか大工さんが今やっているわけですね。その人方にはきちんとリフォーム事業が該当になりますよと、50万円の場合だと、あるいは前に支援事業を受けてあっても罹災証明があればと。ただ、最初の場合は罹災証明はいらないというふうにしてなっているようですけども、そういうものについてきちんとしたものを建築業者、あるいはかわら屋さん、そういう人方にちゃんと出して、皆さんがやった仕事でこれは該当になりますよということについては後からでも申請できますと、そういうふうにして考えられますか。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） ただいまの御質問でございますが、住宅リフォームの制度の拡充の内容になりますので、さかのぼって該当する、あるいは大工さんへの周知というようなことで、産業建設部長のほうからお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 住宅リフォームの拡充の経緯について若干説明します。御承知のとおり4月17日に秋田魁新聞にその記事が載りました。すぐ私のほうでも県のほうに問い合わせしたところ、まだ正式に決まっていないということでありまして、ただ、その日のうちに市でもその拡充の対応につきまして市長と協議して、市でも対応しますということで決済は17日に通りました。その後、正式に県から来たのが4月25日でありました。ですから、どうしても5月1日号には載せ

れなかったということでもあります。それで5月15日号、あす出るわけなんですけれども、そちらのほうにその罹災証明等、あるいはその住宅リフォームにつきましては罹災証明等あれば再度支援受けられますよということで広報に掲載しています。もちろん市のホームページには、ちょっと前に掲載しています。

もう一つの質問でありますけれども、今後、例えばもう既にやってしまった方の対応につきましては、罹災証明、あるいはその——実際のどのくらい出るかはちょっと分かりませんが、対応できるように実は我々今のところ考えていまして、この広報に載せた時点で50万円以上でない対象になりませんが、それは検討したいなと思っていますのでよろしくお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、12番村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 6ページにある雑入のスポーツ振興くじ助成金の関係ですが、いろんな助成金、あるいは補助金があるわけですが、このスポーツ振興くじを選んだその理由、それから、スポーツ振興くじについては、これはこの法律が成立するときに、サッカーくじはスポーツになじまない、あるいはギャンブルで青少年の射幸心をあおるなどということで、PTA等でこの制度については多くの反対があったわけですが、このスポーツ振興くじについてどのように考えているか、その2点についてお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 最初のスポーツ振興くじによる助成の選択した理由ですけれども、このスポーツ振興くじ——t o t oですけれども、世界の第一線で活躍する選手の育成や子供からお年寄りまで誰もがいつでも身近にスポーツを楽しめる環境整備するなど、スポーツ振興施策を実施するための新たな財源を確保する手段として、スポーツ振興投票の実施等に関する法律に基づき平成12年12月から実施されており、助成事業については平成14年から実施されております。

現在、サッカーくじなど、サッカーJリーグの試合の結果予想を中心としたくじとして実施されて大変人気があるわけですが、平成23年の全国の売上金額が約826億円となっており、平成24年の助成金の財源として約150億円が確保されております。

このスポーツ振興くじ助成金は、今回にかほ市において実施する芝生化事業などの地域スポーツ施設整備助成金のほか、選手・指導者の育成に関する助成や、それから総合型地域スポーツクラブの支援に関する助成など、さまざまな面で支援が受けられる助成制度になっております。スポーツ振興を図る上で非常に貴重な財源を確保できるものです。

にかほ市では平成23年に、このスポーツ振興くじの助成を受け、長年にわたって地域の愛好者などから要望されていた象潟体育館に購入したのですが、移動式のバスケットゴール台、これを購入することができました。

この助成は、以上のようなことから助成要件を満たすことで採択を受けやすく、また、事業費全体に係る助成率も高い——80%なわけですが、高いことから、この助成制度を選択したところでは、

それから、振興くじについてどう考えるかということですが、前でも説明しましたが、誰もがいつでも身近にスポーツを楽しめる環境整備するなど、スポーツ振興施策を実施するための新

たな財源を確保することが手段で、ここにスポーツ振興くじの意義があると考えております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●12番（村上次郎君） 考えは分かりました。

それで、長年砂ぼこりなどで迷惑をかけているので、この機会にそれを改善できるということはよかったと思うのですが、トラック部分についても現状のままではなくて、砂ぼこりが飛散しないような工事を工夫して行うのかと。トラック部分も、さっきの説明では3,600平方メートルぐらいあって、結構広い面積なんです。その手当てはどのようにするのか、その点について分かりましたらお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 今回は芝生化事業ですので、この事業ではまずやれないということです。ただ、今、散水、スプリンクラー等の工法はとりますので、現状ではそれを一回見た上で今後を考えていきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 次に、2番鈴木敏男議員。

●2番（鈴木敏男君） 今回、56号議案に二つの質問をさせていただきましたけれども、一つ目の農業振興費と水産振興費、この件につきましては先ほどの竹内議員への答弁で大方理解できましたので、答弁の必要は求めません。

一つ聞きたいのは、その下のほうの10-5-3の屋外運動施設の管理費についてでございます。このスポーツ振興くじの内容というか、こういうものも分かりました。ただ、このスポーツ振興くじの助成金で行う事業というふうなことで、工事の内容というのでしょうか、あるいは今後の利活用に何か制限がされるのかどうか、この一点お伺いをいたします。

なお、今後、当然維持費等かかるわけでございますが、維持費、あるいは管理費をどのように見られるのか、この辺をお伺いしたいと思います。

さらにもう一つは、市内に幾つかのグラウンドがございます。学校のグラウンドを初め幾つかのグラウンドがあるわけでございますが、こういったグラウンドも今後、芝生化を検討されておるのかどうか、この辺もあわせてお伺いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 最初に配分を受けたことによる利活用の制限があるかということですが、このスポーツ振興くじで助成を受けた場合には、整備した施設に同振興くじの助成事業であることを記載したロゴマーク——看板です——そういうものをまず設置、それから広報・PRを行う際にはロゴマークを標示する義務がありますが、別に特に制限としたものはありません。整備された施設が地域のスポーツ活動によく利用されることで同振興くじの助成の目的を果たせることになるので、施設の有効活用を図っていきたくて考えております。

それから、今後の維持費・管理費ですけれども、整備後は芝生の生育を損なわないように管理しなければなりません。それに必要な経費として散水に係る水道代、それから芝生の生育のための肥料代、それから芝刈りに係る機械の整備、作業の賃金など考えられます。水道代や肥料代につ

いては負担は当然避けられませんが、今回植栽を予定している芝は、にかほグリーンフィールドなどの芝生とは異なり、丈夫で管理しやすい野芝に近い種類でございます。まだこういう実績はございませんが、まず最低限で五、六十万円程度はかかるのではないかなと今考えています。作業については、基本的に直営で考えておりますが、施設を利用している象潟中学校、それから場合によっては地域住民の方々とも相談、協力しながら行えればと考えております。

それから、市内の今後のグラウンドの芝生化、見通しはどうかということですが、今後の市内グラウンドの芝生化につきましては、象潟グラウンド以外にも今言われたとおり他のグラウンド多々あります。芝生問題が生じているところもありますので、今回の実施状況を見ながら、要件を満たせば来年度以降もスポーツ振興くじなどの利活用を検討していきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第 56 号に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第 55 号にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 55 号についての討論を終わります。

これから議案第 55 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 55 号にかほ市消防救急デジタル無線施設新設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 56 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 56 号についての討論を終わります。

これから議案第 56 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 56 号平成 24 年度にかほ市一般会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案の審議は終了しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 07 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、常任委員会委員の選任、日程第7、議会運営委員会委員の選任及び日程第8、議会広報編集委員会委員の選任を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告させます。

●事務局長（金子勇一郎君） それでは報告いたします。

総務常任委員会、加藤照美議員、菊地衛議員、佐々木正明議員、竹内睦夫議員、奥山収三議員、竹内賢議員、佐藤文昭議員、以上7人です。

教育民生常任委員会、伊藤知議員、村上次郎議員、池田甚一議員、齋藤修市議員、飯尾明芳議員、伊東温子議員、以上6人です。

産業建設常任委員会、宮崎信一議員、市川雄次議員、佐藤元議員、小川正文議員、佐々木弘志議員、鈴木敏男議員、以上6人です。

●議長（佐藤文昭君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

各常任委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

また、各常任委員会から議会広報編集委員会委員もあわせて選出願います。

なお、各委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

総務常任委員会は第1会議室、教育民生常任委員会は第2会議室、産業建設常任委員会は第3会議室で行ってください。

また、あわせて議会広報編集委員会委員を各常任委員会から2名選出して報告願います。

委員会のため、しばらく休憩します。

午後1時02分 休 憩

午後1時25分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（金子勇一郎君） それでは報告します。

総務委員会、委員長、加藤照美議員、副委員長、奥山収三議員。

教育民生委員会、委員長、齋藤修市議員、副委員長、飯尾明芳議員。

産業建設常任委員会、委員長、市川雄次議員、副委員長、宮崎信一議員、以上です。

●議長（佐藤文昭君） ただいまの報告のとおり決定しました。

次に、議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項に基づき、次のとおり指名します。

事務局長に報告させます。

●事務局長（金子勇一郎君） それでは報告します。

議会運営委員は、加藤照美議員、村上次郎議員、池田甚一議員、齋藤修市議員、佐藤元議員、竹内睦夫議員、鈴木敏男議員、以上です。

●議長（佐藤文昭君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会運営委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

議会運営委員会は第1会議室です。

なお、委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

しばらく休憩します。

午後1時27分 休 憩

午後1時48分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（金子勇一郎君） それでは報告いたします。

議会運営委員会、委員長、佐藤元議員、副委員長、村上次郎議員、以上です。

●議長（佐藤文昭君） 以上のとおり決定しました。

お諮りします。議会広報編集委員会委員には、にかほ市議会広報の発行に関する条例第5条第2項及び申し合わせにより、次のとおり指名したいと思います。

事務局長に報告させます。

●事務局長（金子勇一郎君） それでは報告いたします。

副議長、伊藤知議員、議会運営委員長、佐藤元議員、総務委員会から奥山収三議員、佐々木正明議員、教育民生委員会から飯尾明芳議員、伊東温子議員、産業建設委員会から宮崎信一議員、小川正文議員、以上です。

●議長（佐藤文昭君） 以上のように、それぞれ指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報編集委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会広報編集委員会を招集します。正・副委員長を互選して報告願います。

委員長の互選については、委員会条例第10条第2項に基づき、それぞれ年長の委員に職務を行っていただきます。

議会広報編集委員会は第1会議室です。

しばらく休憩します。

午後1時49分 休 憩

午後1時58分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集委員会の正・副委員長を事務局長に報告させます。

●事務局長（金子勇一郎君） それでは報告いたします。

議会広報編集委員会、委員長、小川正文議員、副委員長、伊東温子議員、以上です。

●議長（佐藤文昭君） 以上のように決定しました。

しばらく休憩します。

午後1時58分 休 憩

午後1時58分 再 開

●副議長（伊藤知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議長の常任委員会委員辞退の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、20番佐藤文昭議員の退場を求めます。

【20番（佐藤文昭君）退場】

●副議長（伊藤知君） 議長から、総務常任委員会委員を辞退したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり辞退することを許可することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●副議長（伊藤知君） 異議なしと認めます。したがって、佐藤文昭議長の総務常任委員会委員の辞退を許可することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時00分 再開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議席の変更を議題とします。

新会派結成により議席の変更を必要と認めます。したがって、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、議席の変更を行います。

また、会議規則第4条第1項を準用し、議長が定めることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付した議席表のとおり、議席を指定します。

.....

【指定された議席】

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 輝 美	16 番	伊 藤 知
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

.....

●議長（佐藤文昭君） 日程第11、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成 24 年第 4 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後 2 時 01 分 閉 会
